

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、あらゆる企業活動の場面において関係法令の遵守を徹底し、社会倫理に適合した行動をとることを、「サイバネットグループコンプライアンス行動指針(以下「サイバネット行動指針」という。)」として掲げております。これは、全てのステークホルダーに対する当社の基本姿勢であります。また、当社はコーポレート・ガバナンスにおける基本的な考え方としてサイバネット行動指針を尊重し、経営の健全性の確保、アカウントビリティ(説明責任)の明確化、適時かつ公平な情報開示に努め、経営判断の迅速化と業務執行の監督機能強化を図ると共に、リスク管理及び牽制が効いた組織づくりに努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
富士ソフト株式会社	16,807,500	51.88
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック フアンド(プリンシパル オールセクター サポートフォリオ)	1,391,146	4.29
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224	1,150,000	3.55
サイバネットシステム社員持株会	373,700	1.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	297,500	0.92
日本証券金融株式会社	263,800	0.81
井上 恵久	198,000	0.61
株式会社SBI証券	193,900	0.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	181,000	0.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	177,400	0.55

支配株主(親会社を除く)の有無 _____

親会社の有無 富士ソフト株式会社 (上場:東京) (コード) 9749

補足説明 更新

当社は、自己株式(1,241,731株)を保有しておりますが、上記「大株主の状況」には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 12月

業種 情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、グループ内における事業展開上の制約や調整事項はなく、独自の事業展開、運営方針に基づいた経営を図っていることから、親会社及び富士ソフトグループからの一定の独立性は確保されているものと認識しております。また、親会社と営業上の取引を行う場合には、取引条件及びその決定方法については、他の取引先と同様の条件によることとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社が所属する富士ソフトグループは、その憲章に「各企業が相互に独立会社としての尊厳と自主性・主体性を尊重する」、「共存共栄、相互協力を原則とし、団結してグループの経営強化に取り組む」等を定めており、各グループ企業はこの憲章の下、独自の方針に基づき事業展開しております。また、グループ全体の成長を目的に各企業がそれぞれの事業特性を活かした協業の推奨を行っております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10名

定款上の取締役の任期 1年

取締役会の議長 その他の取締役

取締役の人数 **更新** 7名

社外取締役の選任状況 **更新** 選任している

社外取締役の人数 **更新** 2名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 **更新** 1名

会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
堀田 一美	他の会社の出身者		△					△				
川口 勉	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2) **更新**

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀田 一美		堀田 一美氏は、当社の親会社である富士ソフト株式会社において、2007年9月から2010年3月まで、副社長及び代表取締役副会長、取締役副会長を歴任しております。なお、同社と当社との間には営業上の取引関係がありますが、同社との取引条件及びその決定方法は、他の取引先と同様の条件であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。また、同氏は株式会社オフィスコロボックルの代表取締役に就任しておりますが、同社と当社との間には特	堀田 一美氏は、IT業界における幅広い人脈や豊富な経験を、当社のITソリューションサービス事業の発展に活かしていただくだけではなく、自ら会社を経営していることから、そこで培われた経験や見識をもとに、当社の経営を監督していただくと共に、経営全般に助言をいただくことで、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に寄与していただけると判断しております。

		別の利害関係はありません。	
川口 勉	○	川口 勉氏は、株式会社LIXILグループ及び株式会社ヴィンクスにおいて社外取締役役に、フリービット株式会社において社外監査役に就任しておりますが、いずれも当社との間には特別の利害関係はありません。	川口 勉氏は、公認会計士としての知識や経験が豊富であり、会計面からも当社を客観視し、独立性を持って経営を監視いただけることで、取締役会の透明性の向上や監督機能の強化に寄与していただけると判断しております。また、同氏は、当社の会計監査人である太陽A SG有限責任監査法人(現太陽有限責任監査法人)に過去所属しておりましたが、同氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として適任と判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の数

4名

監査役の数

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人から監査計画及び定期的な監査報告を受け、監査の方法及び結果の妥当性を判断すると共に、適宜意見交換を行う等相互連携の強化に努めております。

当社では、代表取締役直下に内部監査部門として監査室を設け、専任者を2名配置しております。内部監査は、年間の監査計画に基づき実施しておりますが、代表取締役、担当取締役または監査役からの特命により内部監査を実施することもあります。それらの結果は、速やかに代表取締役、担当取締役および監査役に報告しております。なお、監査室長は常勤監査役と監査計画や監査内容につき定期的に意見交換をすることにより、内部統制向上に努めております。また、監査役は必要に応じて監査室の内部監査に立ち会うことがあり、監査品質の向上に努めております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の数

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている数

1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
澁谷 純治	他の会社の出身者			△	△	△				△				
山下 貴	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
澁谷 純治		<p>澁谷 純治氏は、当社の親会社である富士ソフト株式会社の前身である株式会社富士ソフトウェア研究所での勤務経験があり、2009年6月から2012年6月まで、富士ソフト株式会社の監査役に就任しております。なお、同社と当社との間には営業上の取引関係がありますが、同社との取引条件及びその決定方法は、他の取引先と同様の条件であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。</p> <p>また、同氏は、当社の親会社である富士ソフト株式会社の子会社であるサイバコム株式会社において、2002年3月から2009年6月まで代表取締役社長に就任しております。なお、同社と当社との間には営業上の取引関係がありますが、同社との取引条件及びその決定方法は、他の取引先と同様の条件であり、株主・投資者の判断に影響をおよぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。</p>	<p>澁谷 純治氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営全般の監視と有効な助言をいただけることから、社外監査役として経営の透明性を高め企業価値を向上させる役割を果たしていただけると判断しております。</p> <p>また、同氏は上場会社における代表取締役や監査役の就任経験から、内部統制システムの構築及び運営等について、広い視点から貴重な意見をいただけると考えております。</p>
山下 貴	○	<p>山下 貴氏は、山下貴税理士事務所の所長であり、同氏は萌インターナショナル株式会社及び公益財団法人国際科学振興財団においてそれぞれ監査役、監事に就任しておりますが、いずれも当社との間には、特別の利害関係はありません。また、同氏は国立大学法人山形大学の監事に就任しております。なお、同法人と当社との間には営業上の取引関係がありますが、同法人との取引条件及びその決定方法は、他の取引先と同様の条件であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。</p>	<p>山下 貴氏は、税理士として培われた税務に関する専門知識や経験等を有しており、当社の監査体制に活かしていただけることから、社外監査役として経営の透明性を高め企業価値を向上させる役割を果たしていただけると判断しております。</p> <p>また、同氏は、「有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号」等に定められるいずれの要件にも該当しない独立性があり、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として適任と判断しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入、その他、該当項目に関する補足説明

該当項目に関する補足説明 更新

賞与は、当事業年度の会社業績等を勘案し、支給することとしております。

また、2008年6月20日開催の第23回定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止することを決議しております。同時に、取締役報酬と業績の連動性を高め、取締役が株価変動によるメリット、デメリットを株主と共有して、株価と企業価値の向上に対する更なる努力と経営責任を明確化することを目的として、役員報酬の一部に自社株取得目的報酬制度を導入しております。

また、中長期的な視点で株主の皆様との利益意識を共有し、業績と企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的とし、取締役に 対して、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い業績連動型株式付与制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2014年度に係る取締役の報酬につきましては、第30期有価証券報告書において開示しており、その内容は弊社ホームページにおいても記載しております。以下のURLをご参照ください。

http://www.cybernet.jp/ir/library/backnumber/financial_report.html

報酬の額又はその算定方法の決定方針のあり無 **更新** あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員報酬等について、金額の決定に関する方針を以下のとおり定めております。また、その決定方法は、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定しておりますが、取締役報酬等は社外取締役及び社外監査役による審議を経たうえで取締役会に付議しております。

イ. 取締役の報酬等

取締役の報酬は、基本報酬(月額報酬)、自社株取得目的報酬(月額報酬)、賞与、業績連動型株式付与制度により構成しております。経営目標に対する成果・責任に応じて各取締役の報酬額を設定し、責任ある業務執行並びに監督責任を発揮ならしめるものとしております。

a. 基本報酬

各取締役の責任並びに職務により設定することとしており、昇降給は経営目標に対する成果を個々に評価したうえで、業績や経営環境を勘案し判定しております。

b. 自社株取得目的報酬

各取締役の責任並びに職務により支給額を設定することとしております。

c. 賞与

賞与は、連結ベースの業績連動(売上高、経常利益、当期純利益の事業計画達成率)により算定しております。

また、各取締役の業務執行を評価したうえで加減算を行い、かつ当該年度の経済状況や経営環境を勘案し、支給額を決定しております。

d. 業績連動型株式付与制度

2015年12月31日で終了する事業年度から2017年12月31日で終了する事業年度までの3事業年度を対象期間とした中期経営計画を達成した場合に限り、ポイント(1ポイント=当社株式1株)が付与されます。

ポイントの算定は、役位ごとに定められた基本報酬に、業績指標に応じて決定される支給係数と役位別の倍率を乗じたものを予め算定された当社株式の金額によって除して行います。ただし、本制度により取締役に付与されるポイント数は、合計で20万ポイントを超えないものとします。

ロ. 監査役の報酬等

監査役報酬は、基本報酬(月額報酬)のみとしております。

監査役に対する独立性を高めるため、2008年6月20日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止しております。

同様に、2009年3月期から監査役の賞与を廃止しております。

ハ. 非常勤役員の報酬等

非常勤役員の報酬は、基本報酬(月額報酬)のみとしております。

各非常勤役員の社会的地位及び会社への貢献度等を斟酌した上で、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

当社は、社外取締役及び社外監査役のサポート体制として、総務・法務室及び監査室が連携し、その任にあっております。

取締役会の開催に際しては、原則として開催日の3日前までに議案の内容を取締役会事務局である総務・法務室から社外取締役及び社外監査役へ通知しております。なお、重要な議案または情報については、必要な都度、代表取締役及び常勤監査役よりそれぞれ社外取締役及び社外監査役に対し直接報告・説明を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1) 業務執行、監査・監督の方法

イ. 業務執行の方法

a. 取締役会

当社の取締役会(毎月1回以上開催)は、監査役の監督・監査を受けて経営方針等を審議・決定する機関であると共に、取締役に業務執行状況の定例報告を義務付ける業務執行の監督機関と位置付けております。各取締役は、取締役会の決定方針に基づき、責任と意思決定プロセスを明確にしたうえで、意思決定の迅速化を図っております。また、各社外取締役は、それぞれの経験と知見により専門的な見地から有用な意見陳述を行っており、経営の透明性を高め企業価値を向上させる役割を果たしております。各監査役は、取締役会において必要に応じて意見陳述を行っており、監査役の業務監査権限が適正に機能する運営体制となっております。

b. 経営幹部会議

当社の経営幹部会議(毎月2回以上開催)は、取締役及び代表取締役より指名のあった者により構成され、経営方針や経営戦略等の重要事項について十分に審議し、執行業務とその執行意思を明確にすることにより、意思決定の迅速化を図っております。また、各社外取締役は、それぞれの経験と知見により専門的な見地から有用な意見陳述を行っており、経営の透明性を高め企業価値を向上させる役割を果たしております。各監査役は、オブザーバーとして本会議へ出席し、必要に応じて意見陳述を行っており、監査役としての業務監査権限を適正に執行しております。

c. 執行役員制度

当社は、2008年4月より執行役員制度を導入しており、現在は執行役員12名(うち5名は取締役が兼務)を取締役に選任しております。これにより、業務の意思決定に関わる者の権限と責任を明確にし、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。また、常勤監査役をオブザーバーとした執行役員WeeklyMeetingを毎週開催しており、代表取締役の方針示達及び各執行役員の事業遂行に関する報告事項を執行役員間で共有し、執行業務の効率化を図っております。さらに、各担当業務における重要事項を適時に報告し意見交換をすることにより、予め執行の意思を明確にしたうえで経営幹部会議に付議することができ、その審議の充実と意思決定の迅速化及び適正化の確保を図っております。

d. 委員会組織

当社には、既存の経営組織とは別に、内部統制やリスク管理等の具体的な施策を実施するために、次の4つの委員会を部門横断的に設けております。また、これら委員会と業務執行部門とを繋ぐ役割として、業務執行部門毎に部門CSR委員会を設け、各委員会から業務執行部門への施策や、双方間の情報伝達の徹底を図ると共に、業務執行部門内で積極的にCSR活動を進めております。

- ・内部統制委員会
- ・情報セキュリティ委員会
- ・環境・品質管理委員会
- ・リスクマネジメント委員会

また、これら委員会とは別に、常勤監査役と関係するグループコンプライアンス委員会を設けることにより、グループ各社における業務の適正性を確保しております。

ロ. 監査の方法

a. 内部監査

当社は、内部監査部門として、執行部門から独立した監査室を設けております。同室は、グループ全体の内部統制システムが有効に機能しているかどうかを整備・運用の両面から点検・評価すると共に、定期的に内部監査(各事業部・グループ各社)を実施し、業務改善の具体的な提案を行っております。

b. 監査役監査

監査役会は、取締役の職務執行について厳正な監査を行っております。また、常勤監査役は、代表取締役と月1回の定期会合のほか、必要に応じて随時面談を行い、意思の疎通を図ると共に、重要事項の内容把握に努めております。なお、定期会合には社外監査役と最高財務責任者が同席しております。

c. 会計監査

当社の監査業務を執行した公認会計士は、並木健治、中村憲一であり、太陽有限責任監査法人に所属しております。なお、監査業務の補助者は、公認会計士9名、他11名であります。

(2)業務執行、監督機能等を強化するプロセス

イ. 弁護士・会計監査人等その他第三者の状況

会計監査人による会計監査のほか、顧問弁護士等の専門家より、それぞれの見地から経営活動に関する助言を受けております。

ロ. コンプライアンスを徹底する企業文化確立のための施策

法令・ルールを主体的に遵守する精神を涵養していくために、サイバネット行動指針の携帯版を配布すると共に、社内研修を実施して、法令遵守に対する認識の共有化とサイバネット行動指針の周知徹底を図っております。その他、幹部社員に対して、顧問弁護士によるコンプライアンスセミナーを実施し、コンプライアンス企業文化確立を啓発しております。

(3)責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の取締役会は、取締役7名(うち社外取締役2名)により構成されております。また、監査役会は3名の監査役(うち社外監査役2名)により構成されております。そして、会計監査人設置会社であります。当社は、業務や顧客ニーズ、市場動向等に精通した取締役により、迅速かつ効率的な意思決定を行うことができっております。また、社外取締役と社外監査役との連係により、代表取締役をはじめ業務執行取締役の業務執行をそれぞれの知見から後押しするとともに、経営の透明性を高め企業価値を向上させる視点においてコーポレート・ガバナンスの強化・運営が図られると考えていることから、現状の体制を採用しております。

さらに当社は、業務執行区分の明確化を図り、経営判断の迅速化と業務執行の監督機能のさらなる強化を目的に、執行役員制度を採用しております。これにより、執行役員が業務を執行し、取締役は経営と監督に注力しやすい体制を確保しております。

なお、監査体制に関しましては、代表取締役直下に専任者2名からなる監査室を設置し、監査役との相互連係により、監査体制の充実を図っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主にご出席いただくため、集中日は必ず避けるようにしております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使の利便性を図るため、2008年6月開催の第23回定時株主総会からインターネットによる議決権の行使を可能としております。
その他	開催場所を駅の近隣に設定し、交通の便を考慮しております。 ホームページへ招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示基準として、ホームページに掲載しております。 http://www.cybernet.jp/ir/ir_policy/standard/	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算発表後の決算説明会、本決算、四半期決算毎にセルサイド及びバイサイドのアナリスト並びにファンド・マネージャを含む個別機関投資家ミーティングを開催しており、代表者より説明を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外機関投資家等からの要望に応じて、Web会議システムや電話会議等を通じて、個別に代表者より説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	会社案内、決算短信、四半期短信、有価証券報告書、四半期報告書、決算補足説明資料(四半期毎)、決算情報以外の適時開示資料、コーポレート・ガバナンスの状況等を掲載しております。また、当社主力事業であるCAEについて判りやすく解説したビデオをホームページに掲載しております。常に適時的確なる情報開示に努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報室がIR専任部門として主担当3名の体制で行っております。高橋執行役員がIR担当役員となります。	
その他	外国人投資家への情報格差を無くすため、四半期毎の決算補足説明資料等を英文で作成し、適宜ホームページに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	サイバネット行動指針を定め、お客さま、投資家の方々に対する姿勢や行動規範をうたい、その立場を尊重すべきことを明示しております。また、IR基本方針を制定し、ステークホルダーとの信頼関係の重要性を明示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	情報セキュリティに関しては、お客さまや従業員の重要な情報資産を守るため、2007年11月にISO 27001の認証を取得し、環境活動においては、少しでも環境への悪影響を排除し環境貢献ができるよう、2008年2月にISO 14001の認証を取得する等、それぞれのマネジメントシステムを構築いたしました。なお、環境PDCAが会社の事業活動に溶け込み、認証がなくとも環境マネジメントシステムを維持できると判断し、2012年3月にISO14001を返上しております。また、2008年11月には、リスクマネジメント委員会の発足と共に、基本方針を公開し、リスクマネジメントシステムの推進に取り組んでおります。 なお、より質の高いサービスや製品提供による顧客満足度のさらなる向上を目指し、2010年度より従来の環境活動を発展させた、「環境・品質管理のマネジメント」に取り組んでおります。その他、さらなるCSR活動を展開すべく長期的安定性、成長性を重視し、中長期計画を推進すると共に、社会活動への関与、障害者雇用の促進に努めております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

適時開示はもちろん、IR活動を積極的に展開し、情報提供に注力しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、コーポレートメッセージである「つくる情熱を、支える情熱。」の下、CAE分野でのリーディングカンパニーとして、創造的でより豊かな社会の実現に貢献するため、日本の「ものづくり」を支えることに情熱を傾け、最大限の努力を続けております。

当社は、この経営方針を実現するための健全な事業継続の観点から、内部統制システムの適切な構築・運用が重要な経営課題であると認識し、取締役会において以下の通り内部統制システムに関する基本方針を決定すると共に、関連する社内規程を整備しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. コンプライアンス体制の基礎として、サイバネット行動指針を定め、コンプライアンス諸規程を整備し、その徹底を図る。
 - ロ. 各取締役は、月1回の定期取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会において、業務執行状況を報告すると共に、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
 - ハ. 各監査役は、取締役会に出席したうえで必要に応じて意見を述べることにより、取締役の職務執行状況を監査する。
 - 二. 「内部通報者保護に関する規程」に基づき内部通報制度を構築し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
 - ホ. 業務執行に係る適法性を確保し、契約等の不適切なリスクを回避するため、「法的検討」制度を設け、その窓口を総務・法務室内に置く。総務・法務室は必要に応じて顧問弁護士等と協力し、これにあたる。
 - ヘ. 「セクシャルハラスメント防止規程」に基づき、社内に専用の相談窓口を設置することで、セクシャルハラスメントの防止及び排除を図る。
 - ト. 労働条件、就業上の不安等、使用人が抱える各種の悩みに対する相談窓口を設置し、使用人の職務執行の適正性を確保する。
 - チ. 内部監査部門として、執行部門から独立した監査室を置く。
 - リ. 情報セキュリティポリシーを整備し、情報セキュリティの強化並びに個人情報の保護に努める。
- (2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書等（電磁的記録を含む。以下同じ）の保存及び管理に関し「文書管理規程」を定め、経営一般に関する重要文書、決裁及び重要な会議に関する文書、あるいは財務・経理に関する文書等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等について、同規程の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行う。
 - (3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社は、「リスクマネジメント基本方針」並びに「リスクマネジメント規程」を定め、関連規程を整備すると共に、リスクマネジメント委員会を設け、企業活動に関連するあらゆるリスクを抽出し管理する。これにより、リスクを正しく認識でき、当該リスクが発生する可能性の低減、当該リスクを要因とする損失の軽減を図る。
 - ロ. 不測の事態が発生した場合には、「経営危機管理規程」に基づき、損害及びリスクを最小限にするため、社長執行役員を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行う。
 - (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役会は、執行役員に対して大幅な権限委譲を行い、会社運営上の迅速な意思決定及び他の取締役に対する監督を的確に行う。
 - ロ. 取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
 - ハ. 取締役会の決議を効率的かつ迅速に行うため、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に経営幹部会議において必要な審議を行う。
 - ニ. 取締役会決議に基づく業務執行については、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」にて、執行の手続きを簡明に定め、効率的な業務執行を可能にする。
 - ホ. 取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告する。
 - (5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. グループ各社に適用する行動指針として、サイバネット行動指針を定めると共に、グループコンプライアンス委員会を設けることにより、グループ各社における業務の適正性を確保する。
 - ロ. 「関係会社管理規程」を定め、当社による決裁並びに当社に対する報告制度を設けることにより、グループ各社の適正性を確保する。
 - ハ. 当社は、グループ各社において、法令・定款違反その他倫理違反行為等、コンプライアンスに関する重要事項を発見した場合、内部通報窓口またはグループコンプライアンス委員会に報告する。
 - ニ. グループ各社は、当社による経営管理、指導が法令・定款に違反し、その他倫理上問題があると認めた場合、グループコンプライアンス委員会に報告する。
 - ホ. グループ各社は、相互に密接な協力関係を保ちつつ、独立性を確保・維持する。
 - (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - イ. 当社は、監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人の中から監査役補助者を任命することを要する。監査役補助者の任命、解任、評価、人事異動、賃金等の改定を行う際には、監査役会の同意を得たうえで取締役会が決定するものとする。
 - ロ. 監査役補助者は、監査室の専任とし、業務執行にかかる役職を兼職しないこととする。
 - (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、注意喚起や再発防止等必要に応じて直ちに経営幹部会議において報告する。
 - ロ. 当社は、取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び時期について定めており、当該規程に基づき、取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。また、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
 - ハ. 当社は、内部通報制度及び各種相談窓口を設置しており、これらを適切に運用することにより、法令・定款違反その他倫理上の問題について、監査役に対する報告体制を確保している。
 - ニ. 監査役は、当社の法令遵守体制に問題を認めたとき、取締役会において意見を述べると共に、改善策の策定を求めることができる。
 - (8) 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - イ. 当社は、適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めると共に、財務報告に係る内部統制の環境整備と有効性向上を図る。

- ロ. 当社は、内部統制委員会を設け、財務報告に係る内部統制について毎年評価を行う。評価の結果、主管部門及び指摘を受けた部門は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人(以下「反社会的勢力」という。)による被害を防止することのみならず、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済と社会の発展を妨げる反社会的勢力を社会から排除してゆくために、反社会的勢力とは取引関係を含めた一切の関係を遮断し、不当要求には断固として拒否する。また、反社会的勢力と係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない。

当社は、平素より警察、顧問弁護士、暴力追放運動推進センター(以下「暴追センター」という。)等の外部専門機関との緊密な連携に努め、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

(2)反社会的勢力排除に向けた整備状況

イ. 社内規則等の整備状況

当社は、サイバネット行動指針にて、「反社会的勢力に対しては、断固とした態度で対応する」旨を規定すると共に、別途反社会的勢力に対する基本方針を定めている。

ロ. 社内体制の整備状況

a.対応統括部門及び不当要求防止責任者の設置状況

当社は、総務・法務室を所管部門とする反社会的勢力対応部門(以下「反社対応部門」という。)を設置し、反社会的勢力への対応等の総括責任者として総務・法務室長を任命している。また、反社対応部門に法務担当社員からなる不当要求防止責任者を置き、平素より不当要求による被害の発生・拡大の防止に努めている。

b.外部の専門機関との連携状況

当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、平素より警察、顧問弁護士、暴追センター等の外部専門機関との緊密な関係の構築や、連携体制の強化を図っている。

c.反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、反社対応部門において、反社会的勢力に関する過去の記事の検索等により知り得た公知情報を取り纏めたり、定期的に入手する外部専門機関からの関連情報を必要に応じて社内へ周知徹底させている。また、入手した情報の一元管理及び蓄積を行っている。

d.対応マニュアルの整備状況

当社は、反社会的勢力に対する初期対応から、指揮命令系統及び情報伝達経路、反社会的勢力と何らかの関係を持ってしまった場合の解消方法等を定めたマニュアル、並びに不当要求を受けた場合、断固とした拒絶を行うためのガイドライン等を策定し、社員へ周知徹底する。

e.研修活動の実施状況

当社は、顧問弁護士による取締役及び執行役員に対する研修の中で、反社会的勢力への対応についても採り上げ、実施している。また、社員に対しても年1回のコンプライアンス研修において、適宜反社会的勢力に関するテーマを採用し、実施している。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要について

(1) IR活動指針

当社は、以下の活動指針に基づいたIRを実施することで、株主・投資家の皆さまとの長期的な信頼関係を構築し、企業価値の最大化を目指したいと考えております。

イ. 開かれたIRを目指します

誠実かつ公平な情報開示により、株主・投資家の皆さまに対する説明責任を全うすると共に、双方向性を重視し、株主・投資家の皆さまとの対話を大切にします。

ロ. 能動的なIRを実施します

株主・投資家の皆さまのニーズに応えるIRを展開することで、より多くの皆さまに当社を知っていただくと共に、さらなる理解の促進に努めます。

ハ. 社内一体となったIRを展開します

経営トップのリーダーシップのもと、社内一体となったIRを行います。

(2) 活動指針の実践

イ. 開かれたIRを実践するために

当社は、以下を実践することにより、株主・投資家の皆さまとの信頼関係を構築致します。

- ・法令を遵守した適時的確かつ公平な情報開示を継続して行います。
- ・正確な情報をわかりやすく表現するように努めます。
- ・双方向のコミュニケーションを大切にします。

a. 開かれたIRの6つのポイント

- i. 適時性 速やかに開示します。
- ii. 公平性 広く公平な開示を心がけます。
- iii. 継続性 一度開示した情報は原則として継続して開示します。
- iv. 正確性 常に正確な情報の開示に努めます。
- v. 明瞭性 判りやすく表現します。
- vi. 双方向性 対話を大切にします。

ロ. 能動的なIRを実践するために

当社は、以下を実践することにより、IRの実効性を高めます。

- ・IRを企業価値向上のサイクルの中でとらえ、より能動的な情報開示によって、株主・投資家の皆さまと高いレベルでのディスカッションを行い、株主・投資家さまのご意見を社内にてフィードバックする仕組みを通して、企業価値向上に努めます。
- ・株主・投資家の皆さまからのニーズの高いセグメント情報や、当社の成長性や競争力を的確に表現する業績指標の他、当社の経営理念、ビジョンや戦略、優位性、リスク要因とその対策等の定性情報など、非財務的な情報を効果的に活用することで、「ものづくりを支援するCAEソリューションプロバイダー」である当社の総合力や戦略についての理解を促進し、適正な市場評価の形成をはかります。

ハ. 社内一体となったIRを実践するために

当社は、以下を実践することにより、社内一体となったIRを展開いたします。

- ・役員が先頭に立ち、社員一人ひとりが企業価値向上の担い手としての自覚をもち、企業の社会的責任を果たすべく、透明な経営を推進します。
 - ・開示すべき情報の定義や情報伝達方法などを全従業員で認識し、それぞれの役割を担うことにより、株主・投資家の皆さまとのコミュニケーションに参加する意識をもちます。
 - ・IRで開示された情報や、株主・投資家の皆さまからの声を全社的に共有し、それぞれが携わる業務を客観的な評価により見つめ直します。
- a. 社員一人ひとりの役割
- i. 一人ひとりが、IRの重要性を十分に認識すること。
 - ii. 一人ひとりが、当社の構成員としての自覚を持って行動すること。
 - iii. 一人ひとりが、企業価値向上の担い手として自らの業務をまっとうすること。
 - iv. 一人ひとりが、業務遂行上知り得たIR情報を速やかに規定に従い伝達すること。
 - v. 一人ひとりが、IR活動にできる限り協力すること。

(3) ディスクロージャーポリシー

当社は、株主・投資家の皆さまに適時的確かつ公平な情報を提供するため、東京証券取引所の定める適時開示に関する規則に準拠した情報並びにその他の重要な情報を迅速に公開するほか、当社を理解していただくために有効な情報につきましても、積極的に開示してまいります。

イ. 情報の開示方法

適時開示に関する規則に該当する情報の開示は、同規則に従い、東京証券取引所への事前説明の後、東京証券取引所の提供する適時開示情報システム(TDnet)にて公開しています。TDnetにて公開した情報のホームページへの掲載に関しては、メディアへの発表後速やかに掲載することとしています。また、適時開示には当たらないその他の情報に関しましても、適時開示の趣旨を踏まえて適切な方法によりの確かつ公平に開示する方針です。

適時開示情報の開示プロセスについて

当社の適時開示情報の開示プロセスは、厳格な情報管理の下、より適確な情報開示を行うために、執行役員WeeklyMeetingにおいて情報の精査と認識の共有化を十分に図り、経営幹部会議および取締役会において審議を重ねたうえで決議し、開示しております。また、常勤監査役は、日常的に執行役員WeeklyMeetingおよび経営幹部会議に出席し、適時開示手続きが適切に機能しているかについてモニタリングしております。

